

# 奈良市障害福祉サービス等 支給決定基準

令和6年12月発行

奈良市  
福祉部障がい福祉課

## 【 目 次 】

### (総論)

1. 障害者総合支援法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 支給基準策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 奈良市地域自立支援協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 介護給付費等の支給に関する審査会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### (支給決定)

6. サービス利用の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
7. サービスの要否の判定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
8. サービス支給基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

### (資料)

9. Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

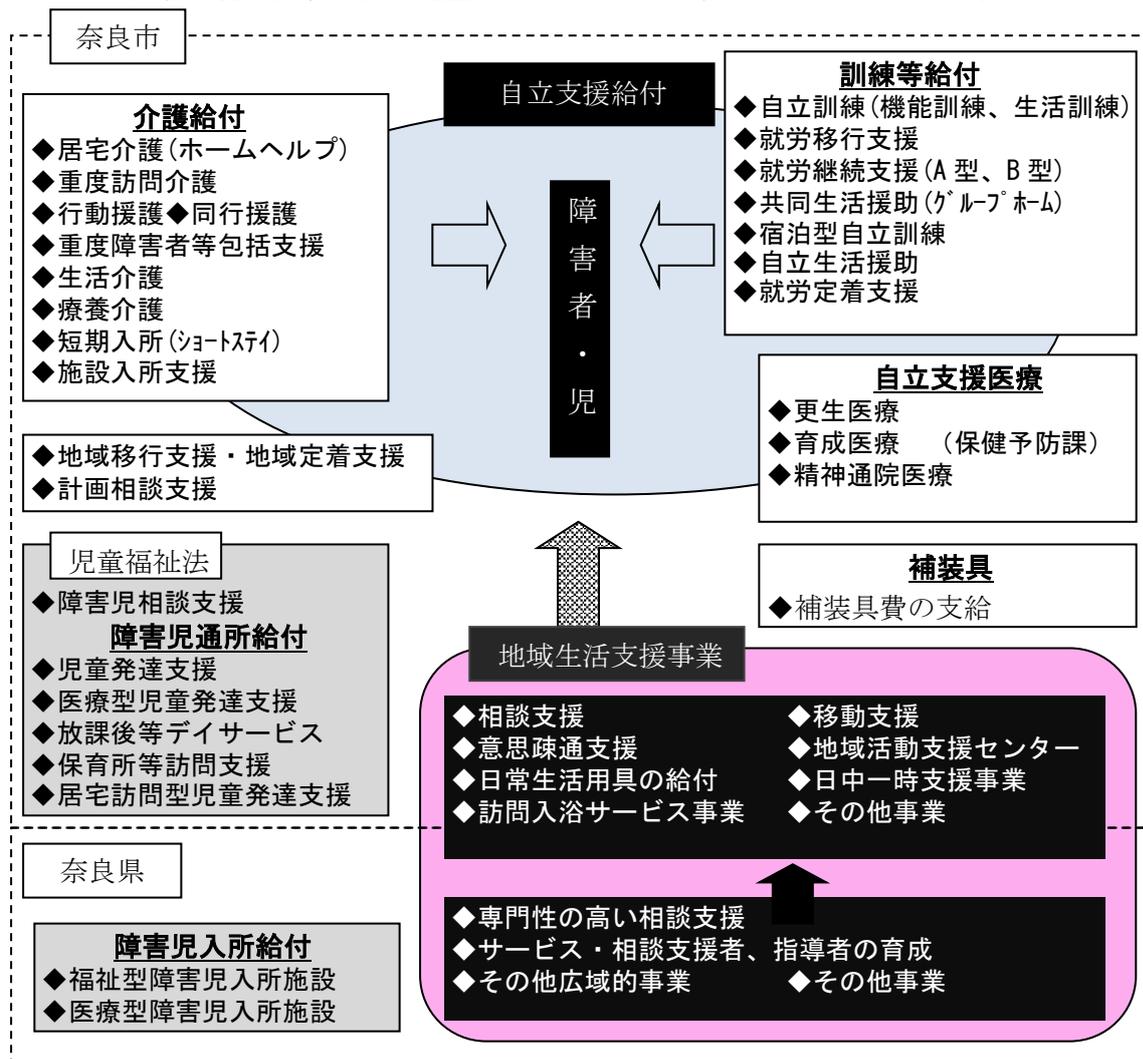
# 1. 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 (障害者総合支援法) の施行について

平成24年6月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律」に基づき、平成25年4月より障害者自立支援法に代わり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)が施行されました。

・障害者総合支援法の施行により、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に“難病等”※1が追加され、障害福祉サービス等の対象となりました。(障害児の範囲については児童福祉法の改正により同様の対応)

※1 障害者総合支援法上は「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されています。

障害者総合支援法及び児童福祉法における障害福祉サービス等の事業体系



## 2. 支給基準策定の目的

障害者総合支援法における支給決定は、個々の障害者（児）の支援の必要性に着目し、公費で助成すべき福祉サービスの種類や量を決めることになるため、福祉サービス等の適正な運用には、この支給決定が公平かつ適切に行われることが重要です。

そのため、奈良市では以下のことを目的に、障害者（児）が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、公費で支援する範囲を定めた障害福祉サービス等の支給決定基準を策定します。

- (1) 障害福祉サービス等の利用要件及び公費によるサービス支給決定基準の設定  
障害福祉サービスの利用要件を明示することによって利用者の拡大とともに申請の円滑化を図るため、支給決定の検討基準となるサービス等支給決定基準を明示します。
- (2) 支援の必要度の把握  
認定調査等により障害者（児）が地域で生活していくために必要な支援の必要度を明らかにします。
- (3) サービス等利用計画を作成するための手引き  
サービス等利用計画とは、指定特定相談支援事業者等が、障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービス等の利用に関する意向その他の事情を勘案し策定するものです。その人に必要な支援を見出すための手引きとします。

## 3. 相談窓口

障害者（児）が地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的に行います。

- (1) 奈良市福祉部 障がい福祉課（奈良市役所北棟1階） TEL 0742-34-4593
- (2) 奈良市基幹相談支援センター（奈良市役所 障がい福祉課内） TEL 0742-93-3438
- (3) 委託相談支援事業者

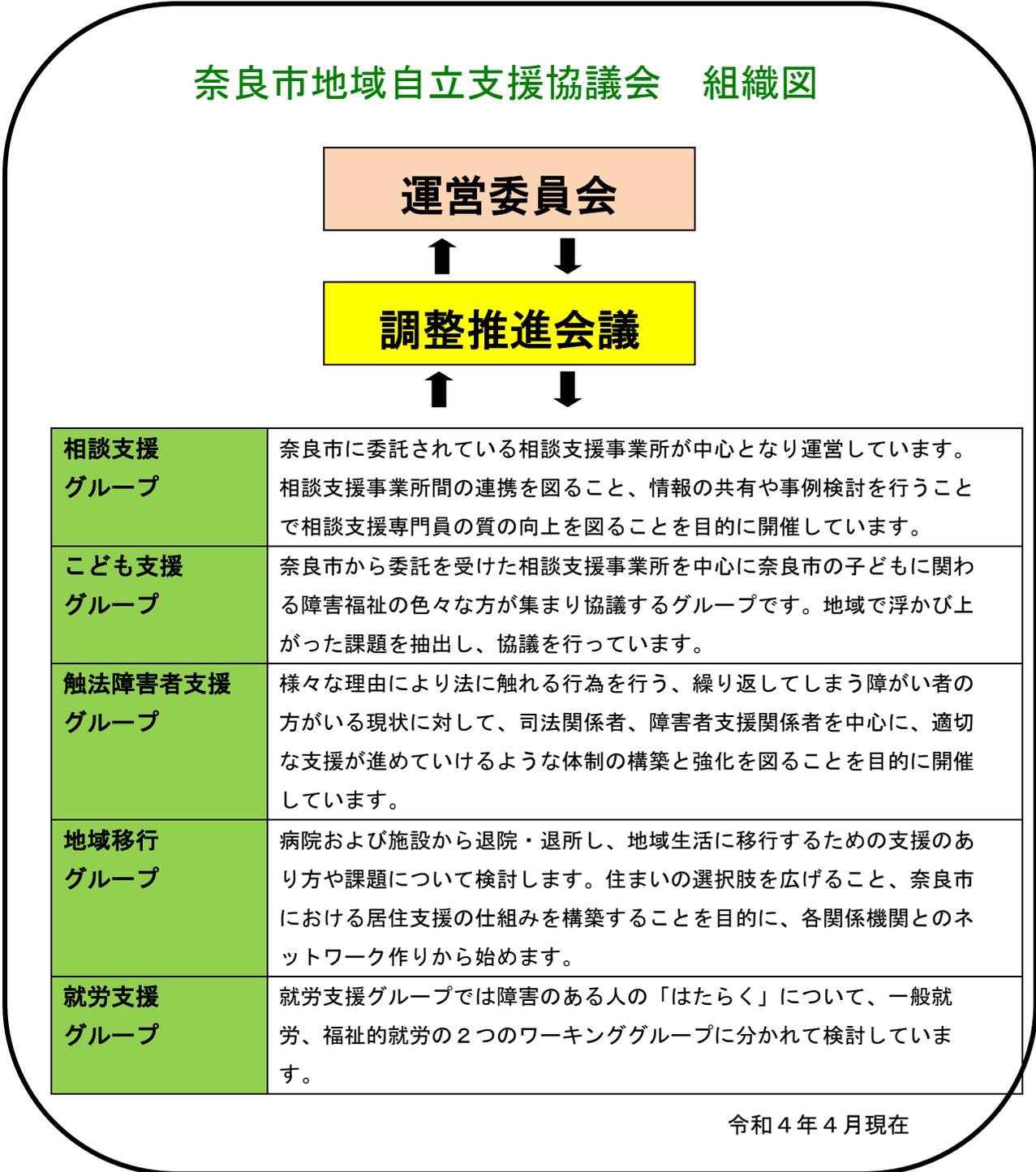
相談支援センターこすもす	〒630-8104 奈良市奈良阪町 2292-2	TEL0742-27-5778
たんぽぽ相談支援センター	〒630-8044 奈良市六条西三丁目 25-4	TEL0742-40-1030
東大寺福祉療育病院	〒630-8211 奈良市雑司町 406-1	TEL0742-27-6722
仔鹿園相談支援センター	〒630-8424 奈良市古市町 1-2	TEL0742-62-2780
奈良市社会福祉協議会 奈良事業所	〒630-8454 奈良市杏町 79 番地の 4	TEL0742-93-3261
相談支援事業所リバルテ	〒631-0818 奈良市西大寺赤田町 1-4-13-107	TEL0742-45-2272
相談支援事業所歩っと	〒630-8244 奈良市三条町 512-3-202	TEL0742-20-5988
生活支援センターたむたむ荘	〒631-0016 奈良市学園朝日町 2-6-203	TEL080-9005-5235

#### 4. 奈良市地域自立支援協議会

地域で暮らす障害者（児）が必要なサービスを必要な時に利用するためには、どうすればよいのか、またどうすれば安心して暮らすことができるのかを保健、医療、福祉、教育、就労などの専門分野に携わる人たちが協力して考えていきます。そして、福祉サービスや社会資源などの改善や開発を実現するために各方面に働きかけていきます。

奈良市地域自立支援協議会は、奈良市が設置し、事務局を委託して、相談支援事業所が中心となって下図の体制で運営しています。

### 奈良市地域自立支援協議会 組織図



令和4年4月現在

## 5. 介護給付費等の支給に関する審査会

### 審査会の概要

#### ① 審査会の目的

奈良市介護給付費等の支給に関する審査会（以下、「審査会」という。）は、障害者総合支援法に定める介護給付費の支給に関する障害支援区分の審査及び判定を行い、市が支給要否決定を行うに当たり意見を述べることを目的としています。

審査会の判定が必要となるのは、障害者の介護給付の利用者であり、児童や訓練等給付のみの利用者は審査会の判定は必要ありません。

#### ② 審査会の審査判定業務

審査会は、次の審査判定業務を行います。

##### （ア）介護給付に係る障害支援区分に関する審査及び判定

- 障害支援区分に該当するかどうか、該当する場合はどの区分に該当するかについて、審査・判定をします。
- 障害支援区分認定の有効期間を定める意見、市が支給決定を行う際に考慮すべき事項がある場合に意見を述べます。

##### （イ）支給決定についての意見

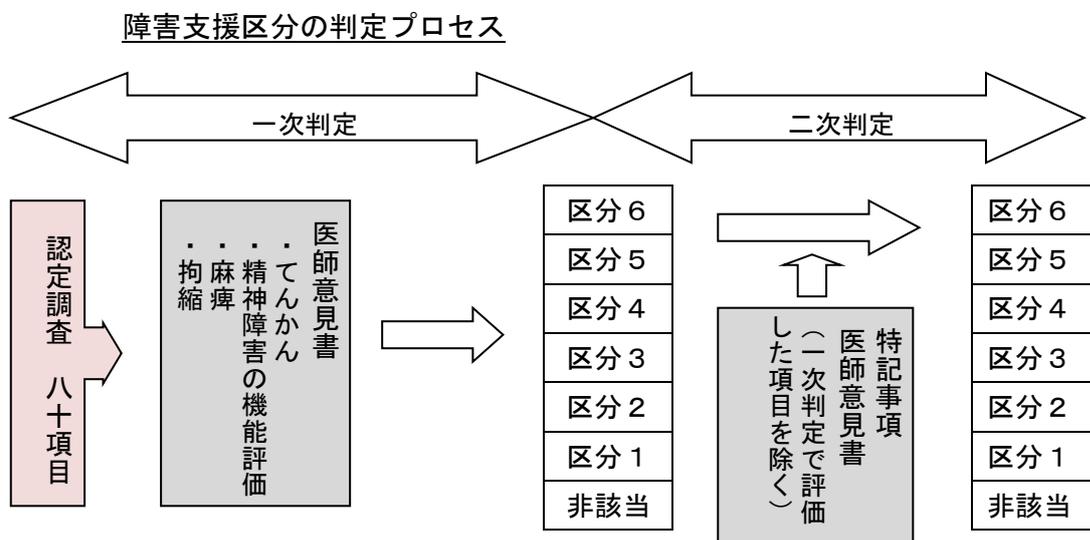
- 市の求めに応じて、支給決定案が奈良市の定める支給決定基準と乖離がある場合、その支給決定案について意見を述べます。

#### ③ 審査会委員の構成 \* 1合議体あたり5名の委員で構成

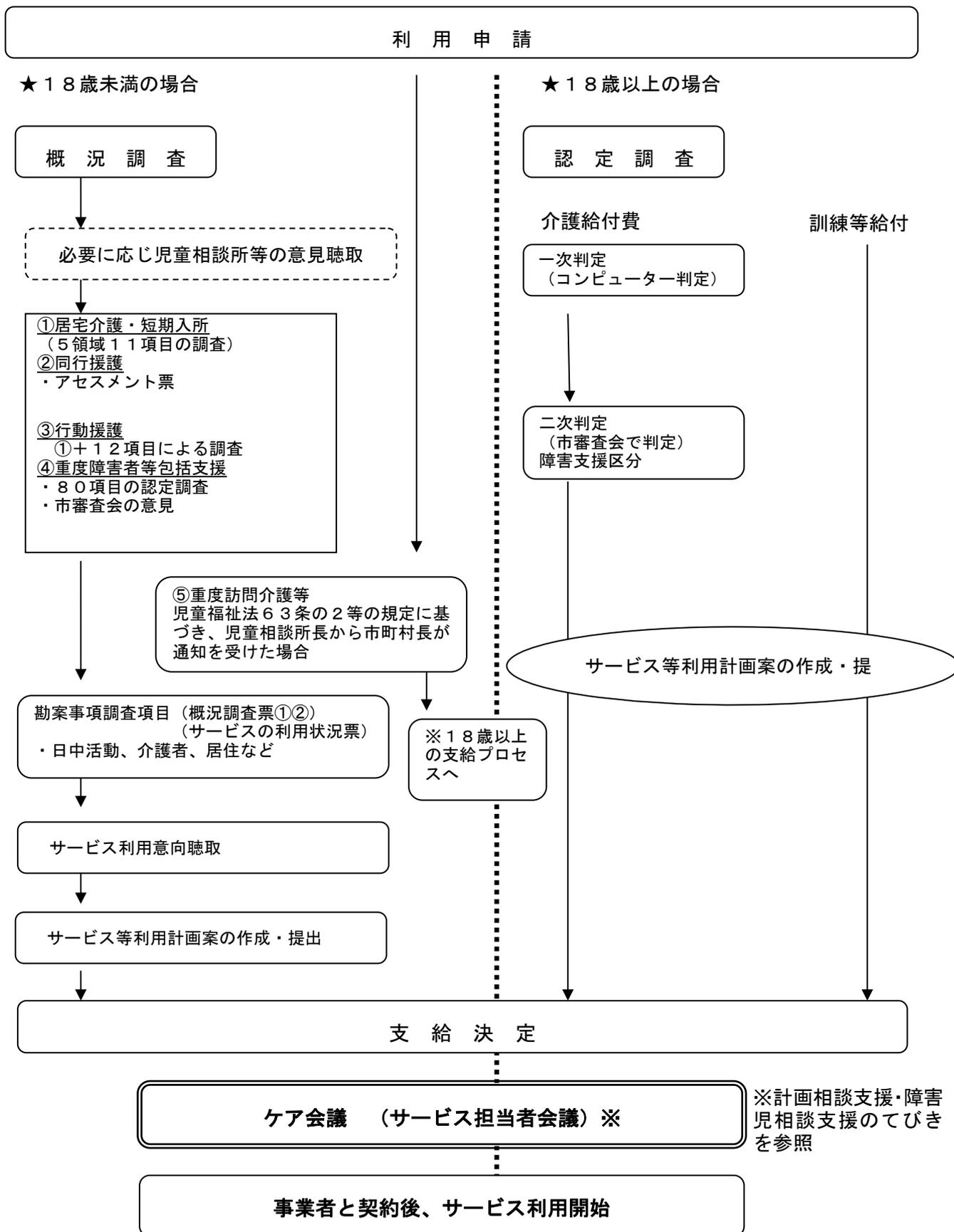
- ・ 医師、作業療法士、精神保健福祉士、施設長等

#### ④ 障害支援区分

障害支援区分は、市がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の1つとして、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に表した指標です。障害支援区分は非該当から区分6までの7つの区分があります。



## 6. サービス利用の流れ



## 7. サービスの要否の判定

勘案事項調査票等や障害支援区分をもとに、希望しているサービスが利用できるか、できないかを最初に判断します。

### ①介護給付

サービス名	サービスの内容	対象者等	
在宅生活の支援	居宅介護 (身体介護)	入浴、排泄又は食事の介護など身体の介護を中心としたサービス	《障害者又は障害児》 区分1以上(障害児はこれに相当する支援の度合)である者
	居宅介護 (家事援助)	調理、掃除、洗濯など家事の援助を中心としたサービス	《障害者又は障害児》 区分1以上(障害児はこれに相当する支援の度合)に該当する者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である者
	居宅介護 (通院等介助) ※身体介護を伴う場合	通院等介助(通院等又は官公署への移動のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診の手続き、移動等の介助)が中心であるサービスで身体介護を伴うもの	《障害者又は障害児》 ①かつ②の心身の状態(障害児はこれに相当する支援の度合)にある利用者 ① 区分2以上である者 ② 次の認定調査項目について、いずれか1つ以上認定されていること。 (ア)歩行 3[全面的な支援が必要] (イ)移乗 2[見守り等]3[部分支援]又は4[全面支援] (ウ)排尿 2[部分支援]又は3[全面支援] (エ)排便 2[部分支援]又は3[全面支援] (オ)移動 2[見守り等]3[部分支援]又は4[全面支援]
	居宅介護 (通院等介助) ※身体介護を伴わない場合	通院等介助(通院等又は官公署への移動のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診の手続き、移動等の介助)が中心であるサービスで身体介護を伴わないもの	《障害者又は障害児》 区分1以上(障害児はこれに相当する支援の度合)である者
	居宅介護 (通院等乗降介助)	通院等又は官公署への移動のため、車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて乗車前、若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診の手続き、移動等の介助	《障害者又は障害児》 区分1以上(障害児はこれに相当する支援の度合)である者

サービス名	サービスの内容	対象者等
在宅生活の支援	重度訪問介護	<p>居宅における入浴、排泄又は食事の介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス</p> <p>《重度の肢体不自由者であって、常時介護を有する障害者》            区分4以上であって次のいずれにも該当する者            ① 二肢以上に麻痺があること            ② 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。</p> <p>《知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する者》            行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上の者</p>
	行動援護	<p>行動の際に生じる危険回避のための援護や外出時の移動の支援</p> <p>《知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者又は障害児であって常時介護を要する者》            区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあつてはこれに相当する支援の度合)である者</p>
	同行援護	<p>視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行う</p> <p>《障害者又は障害児》            同行援護アセスメント票において、移動障害の欄に係る点数が1点以上、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である者</p>
	重度障害者等包括支援	<p>居宅介護をはじめとする福祉サービスの包括的支援</p> <p>《常時介護を要する重度の障害者又は障害児であつてその介護の程度が著しく高い者》            区分6(障害児は区分6に相当する支援の度合)に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて以下に掲げる者            ① 四肢すべてに麻痺があり、かつ、寝たきり状態にある障害者のうち、下記のいずれかに該当する者            ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者            イ 最重度知的障害者            ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者</p>
	短期入所 (ショートステイ)	<p>入浴、排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供</p> <p>《居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害者》            ① 障害支援区分が区分1以上である障害者            ② 障害児の障害の程度に応じて、厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児</p>

サービス名		サービスの内容	対象者等
日中活動の支援	生活介護	事業所において ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援 ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供 ③ ①や②を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護を実施	<p>《常時介護が必要な障害者》</p> <p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な次に掲げる者</p> <p>① 区分3(障害者支援施設に入所する場合は区分4)以上である者</p> <p>② 年齢が50歳以上の場合は、区分2(障害者支援施設に入所する場合は区分3)以上である者</p> <p>③ 障害者支援施設の入所者であって区分4(50歳以上の場合は区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が生活介護と施設入所支援の利用の組み合わせの必要性を認めた者</p>
	療養介護	医療機関において ① 病院等への入院による医学的管理の下、食事・入浴等の介護を提供 ② 日常生活上の相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援 ③ ①や②を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護、訓練等を実施	<p>《病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者》</p> <p>① 区分6で筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</p> <p>② 区分5以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者</p>
生活の場の支援	施設入所支援	入所する施設において、主として夜間に行う ① 食事・入浴・排泄等の介護 ② 生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援	<p>《障害者》</p> <p>次の①～④のいずれかに該当する者</p> <p>① 生活介護利用者のうち、区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の者</p> <p>② 自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者</p> <p>③ 生活介護利用者で区分4(50歳以上の場合は区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が施設入所支援との利用の組み合わせの必要性を認めた者</p> <p>④ 就労継続支援B型利用者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が施設入所支援との利用の組み合わせの必要性を認めた者</p>

② 訓練等給付

サービス名	サービスの内容	対象者等
日中活動の支援	<p>自立訓練 (機能訓練)</p> <p>① 理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練</p> <p>② 日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援</p> <p>③ ①や②を通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、必要な訓練等を実施する。</p>	<p>《地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者》</p> <p>① 施設・病院を退所・退院した者で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者</p> <p>② 盲・ろう・特別支援学校を卒業した者で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等</p>
	<p>自立訓練 (生活訓練)</p> <p>① 食事や家事等日常生活能力を向上するための支援</p> <p>② 日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援</p> <p>③ ①や②を通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等により、必要な訓練等を実施する。</p>	<p>《地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者》</p> <p>① 施設・病院を退所・退院した者で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者</p> <p>② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等</p>
	<p>就労移行支援</p> <p>① 生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や企業における実習等</p> <p>② 求職活動に関する支援、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援</p> <p>③ ①や②を通じ、適性に合った職場への就労・定着を目的として、サービス提供期間を限定し、必要な訓練・支援を実施する。</p>	<p>《就労を希望する65歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者》</p> <p>① 就労を希望する者で単独で就労することが困難であるため就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者</p> <p>② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者</p>

サービス名		サービスの内容	対象者等
日中活動の支援	就労継続支援 (A型)	① 生産活動その他の活動の機会の提供 ② その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う。	<p>《企業に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の者(利用開始時65歳未満の者)》</p> <p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者 ② 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者</p>
	就労継続支援 (B型)	① 生産活動やその他の活動の機会の提供 ② その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。	<p>《就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかない者や一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者》</p> <p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された者 ③ ①②に該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p>
生活の場の支援	共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、日常生活の援助、生活等に関する相談及び助言、就職先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を行う。	<p>《障害者》</p> <p>障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)</p>
	宿泊型自立訓練	居室等を利用させ、日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等を実施する。	《日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であつて、地域移行に向けて一定期間、生活能力向上のための訓練、その他の支援が必要な障害者》

サービス名		サービスの内容	対象者等
生活の場の支援	自立生活援助	施設入所者、グループホーム入居者で一人暮らしを希望する方に一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、日常生活の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。	《障害者》 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で生活面の課題が生じている方に、企業や自宅訪問又は障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する問題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う。	《障害者》 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

③ 相談支援

サービス名		対象者等
サービス等利用計画作成の支援	計画相談支援 (サービス利用支援)	《障害福祉サービス又は障害児通所支援の申請もしくは変更の申請に係る障害者もしくは障害児の保護者または地域相談支援の申請にかかる障害者》 ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成対象者となるため、市がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合に求めるものとする。
	計画相談支援 (継続サービス利用支援)	《指定特定(障害児)相談支援事業者が提供したサービス利用支援によりサービス等利用計画が作成された支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者》 (指定特定(障害児)相談支援事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成した場合については継続サービス利用支援の対象外となる。)
地域移行への支援	地域移行支援	《以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者》 ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者 ※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者 みなしの者も対象 ② 精神科病院に入院している精神障害者 ※地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携する。 ③ 救護施設、更生施設に入所している障害者 ④ 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘留所)、少年院に収容されている障害者 ※保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者 (「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について(通達)」(平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。))に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。)のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。 ⑤ 更生保護施設に入所している障害者、自立更生促進センター、就業支援センター、自立支援準備ホームに宿泊している障害者
	地域定着支援	《以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者》 ① 居宅において単身で生活する障害者 ② 居宅において家族等と同居している障害者のうち、同居している家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、同居している家族等による緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者。なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行

		した者や
サービス名		対象者等
	地域定着支援	<p>地域生活が不安定な者等を含む。</p> <p>グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。</p> <p>※上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携する。</p>

・障害支援区分と利用できるサービスの一覧

サービス		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護	身体介護 家事援助		○	○	○	○	○	○
	通院等介助 (身体介護有) *			○	○	○	○	○
	通院等介助 (身体介護無)		○	○	○	○	○	○
	通院等乗降介助		○	○	○	○	○	○
行動援護 *					○	○	○	○
同行援護 ☼		○	○	○	○	○	○	○
重度訪問介護 *						○	○	○
療養介護 *							○	○
重度障害者等 包括支援 *								○
生活介護				△ 50歳以上	○	○	○	○
短期入所			○	○	○	○	○	○
施設入所支援					△ 50歳以上	○	○	○
共同生活援助 ★		○	○	○	○	○	○	○

\* 印は別途 (P6～P13) に要件あり。

☼ 同行援護について必ずしも障害支援区分の認定手続きを要しない。

- ★ 共同生活援助について入浴、排せつ又は、食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者については、必ずしも障害支援区分の認定手続きを要しない。

☆障害支援区分の判定を必要としないが、聞き取りが必要なサービス

自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、  
就労移行支援、就労移行支援（養成施設）、就労継続支援（A型・B型）、共同生活援助、  
同行援護、自立生活援助、就労定着支援、地域移行支援、地域定着支援

## 8. サービスの支給基準

### (1) 支給量の計算方法

サービス	計算方法
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護	支給量/月＝週間ケアプランの支給量 × 4.5 週 ただし、週に1回のサービス利用の場合は×5週で計算する。
短期入所	10日/月 ※短期入所（宿泊）は、1泊の場合は2日と計算する。

### ◆ 区分ごとのサービス支給基準

単位：時間

サービス	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
身体介護 家事援助 通院等介助	13	24	48	57	83	125
行動援護 ※	—	—	50	50	50	50
重度訪問介護 ★	—	—	—	124	155	248
重度障害者等 包括支援 ☼	—	—	—	—	—	372
通院等乗降介助◎	4回	10回	10回	10回	10回	10回
通院等介助 ☆ (共同生活援助と併給)	10（月2回を限度とする。）					
行動援護 (共同生活援助と併給)	20					
短期入所 ◇	10日					

(福祉ホーム、住宅型有料老人ホーム等利用者)

単位：時間

サービス	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

身 体 介 護 家 事 援 助 通 院 等 介 助 重 度 訪 問 介 護 ★	10	18	20	27	45	94
--	----	----	----	----	----	----

(外部サービス利用型共同生活援助)

単位：時間

サービス	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
受託居宅介護	—	2.5	10	15	21.5	31.5

※ 行動援護対象者は、認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が

10点以上

★ 重度訪問介護対象者は、

《重度の肢体不自由者であって、常時介護を有する障害者》

区分4以上であって次のいずれにも該当する者

二肢以上に麻痺があること及び 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。

《知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するもの》 行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上のもの

✿ 重度障害者等包括支援対象者は、

《常時介護を要する重度の障害者又は障害児であってその介護の程度が著しく高い者》区分6（障害児は区分6に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって以下に掲げる者

①四肢すべてに麻痺があり、かつ、寝たきり状態にある障害者のうち、下記のいずれかに該当する者

ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型）

イ 最重度知的障害者（Ⅱ類型）

② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上である者（強度行動障害）（Ⅲ類型）

重度障害者等包括支援対象者であって重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護を利用する者については、居宅介護160時間、重度訪問介護372時間を基準とする。

◎ 人工透析者以外の者。ただし、人工透析者は月28回を基準とする。身体障害者手帳を有しない人工透析者は医療機関・診療科目・通院頻度・経過等通院の必要性がわかるものを添付すること。

☆ 共同生活援助と通院等介助を併給する対象者は、区分1以上、かつ慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者。

◇ 短期入所の長期（連続）日数については、30日を限度とする。

### ★行動援護の利用方法の注意

○行動援護は、通年かつ長期にわたる外出を対象から除いているため、通園・通学・通所の送迎には原則として利用できません。

○また、原則として通所施設を起点または終点とする行動援護の利用はできません。

**※対象とならない外出内容でサービスを提供したことが判明した場合、行動援護の算定対象外となりますのでご注意ください。**

◇ 区分ごとのイメージプラン

(1か月4.5週で勘案)

区分	回数	プラン
区分1	週2回	家事援助 1時間×2回×4.5週=9時間・通院など介助 4時間
		家事援助 0.5時間×2回×4.5≒5時間・通院等介助 3時間
		身体介護 0.5時間×2回×4.5≒5時間

区分2	週2回	家事援助 身体介護 通院等介助	1.0時間×2回×4.5≒9時間 1.0時間×2回×4.5≒9時間 3.0時間×2回=6時間
区分3	週4回	家事援助 身体介護 通院等介助	1.5時間×4回×4.5=27時間 0.5時間×4回×4.5≒9時間 12時間
区分4	週4回	家事援助 身体介護 ★ 重度訪問介護	1.5時間×4回×4.5週=27時間・通院等介助12時間 1.0時間×4回×4.5≒18時間 4時間×31日=124時間
区分5	週5回	家事援助 身体介護 ★ 重度訪問介護	1.5時間×5回×4.5=34時間・通院等介助15時間 1.5時間×5回×4.5≒34時間 5時間×31日=155時間
区分6	週7回	家事援助 身体介護 ★ 重度訪問介護 ☼ 重度障害者等包括支援	1.5時間×7回×4.5≒47時間・通院等介助15時間 2.0時間×7回×4.5=63時間 8時間×31日=248時間 12時間×31日=372時間

※あくまでサービス種別ごとの基準時間であって、内訳は身体状況や生活状況により個別に検討します。

◆ 障害児サービス支給基準

単位：時間

	身体介護・家事援助 (通院等介助)	行動援護	短期入所	重度訪問 介護	重度障害 者等包括 支援
就学前	14 (1時間×3回×4.5)	20	10日	/	100
就学後	23 (1時間×5回×4.5)	40			60 (15歳以上)

※就学後の児童については、長期休みを考慮して7月・8月は、行動援護の支給量を50時間までとします。(計画相談を勘案して必要量を決定します。)

◆ 同行援護

対象者	状態像	基準時間
視覚障害者・児	視覚障害により移動に著しい困難のある方	40時間

◆ 介護保険サービス対象者に支給決定する場合の支給基準

障害福祉サービスを利用する障害者について、介護保険サービスへの移行を検討する際には、個々の障害者の障害特性を考慮し、必要な支援が受けられるかどうかという観点についても検討した上で、支給決定を行います。

<身体障害者（新規）の場合>

対象者	状態像	基準時間
障害者	① 両上肢機能障害（上肢・上肢機能）2級以上かつ両下肢機能障害（下肢・体幹・移動機能）2級以上（身体障害者手帳） ② 要介護5（介護保険） ③ 新規申請時に介護保険の利用票の中で、訪問介護の利用が区分支給限度基準額の半分以上でかつ自己負担額が恒常的に発生する場合 ④ 障害支援区分4以上で認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」いずれも「支援が不要」以外に認定。「歩行」にあつては「つかまれば可」以外	重度訪問介護 ★ 60時間
	障害支援区分6に該当し、意思疎通に著しい困難を有する者で以下の①～③のいずれかに該当する者 ① 重度訪問介護の対象であつて、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者で人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（脊髄損傷、筋ジストロフィー、ALS等） ② 重度訪問介護の対象であつて、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者で知的障害の程度が「最重度」と確認できる者 ③ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点が10点以上の方	重度障害者等 包括支援 155時間

<身体障害者（※）・知的障害者・精神障害者の場合>

単位：時間

サービス	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
身体介護 家事援助 通院等介助	9	14	20	27	34	47
行動援護			50	50	50	50
重度訪問介護★				30	60	60
重度障害者等 包括支援						155

※介護保険サービス利用以前に一定の種類障害福祉サービスの支給決定を継続して受けていた身体障害者

★支援の内容や状況によって決定内容を居宅介護にする場合も有

①介護保険サービスを補う場合

- ・介護保険ケアマネージャー等より、利用票、理由書等支援の必要性及び介護保険サービス利用の可否やその内容について記載されている書類を受理した後、検討を行い決定します。

②介護保険サービスに同等のサービスがない場合

- ・サービスの内容や機能から介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスと認められるもの（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援B型）については、必要性を計画相談により勘案しサービスの支給決定を行います。

## (2) 乖離基準

支給決定基準（支給量）はあくまでも標準の支給量であり上限を示すものではないため乖離基準を設けます。

サービスの種類	乖離基準
居宅介護 行動援護 重度訪問介護 重度障害者等包括支援 同行援護 通院等乗降介助（※人工透析者除く）	障害福祉サービス等の 支給決定基準の <b>2.0倍</b> （以下「乖離率2倍」という）

### ◆支給決定基準を超えて支給決定する場合の支給基準

支給決定基準を超えて支給決定する場合、次のように定めます。

- ・支給決定基準の乖離率2倍を超える場合及び、特殊な事例や判断が困難な場合は、下記の資料を添えて奈良市介護給付費等の支給に関する審査会に諮り、支給量を決定します。

なお、一度審査会で支給量が相当と認められた場合でも、次回の障害支援区分更新時に再度審査会に諮るものとしします。また、審査会で認められた支給量を超える申請があった場合も、再度審査会に諮る必要があるものとしします。

支給決定基準の2倍を超える場合

乖離率2倍 < **奈良市介護給付費等の支給に関する審査会**

支給決定基準を超え2倍以内の場合

**支給決定基準ケースワーカー等検討会議** ≤ 乖離率2倍

- ・支給基準よりも本人のニーズが上回る場合及び、障害者のADL(日常生活動作)の状態を考慮した結果、基準支給量を上回ると思われる場合で、乖離率2倍以内であればケースワーカー等課内の会議にて事例検討を行い決定します。

- ・行動援護・短期入所以外でサービスが重複して支給されている場合、支給量の和が「身体・家事・通院」の区分ごとのサービス支給基準で乖離率2倍を超えているかどうかで決定します。

- ・行動援護、同行援護、通院等乗降介助についてはそれぞれのサービス支給基準で乖離率2倍を超えているかどうかで決定します。

- ・ただし、重度障害者等包括支援対象者・児、緊急時の短期入所及び通院等乗降介助については、乖離率2倍を超えた場合は、担当相談支援専門員から計画書の

提出を受け、支給決定基準ケースワーカー等検討会議で支給決定します。

【障害者の場合】

- ア 概況調査票
  - イ 認定調査票
  - ウ 特記事項
  - エ 医師意見書
  - オ 計画相談資料
    - ・フェイスシート
    - ・ケア計画書 (1) (2)
    - ・理由書
- } 通常の審査会資料  
※ア・イ・ウ・エは市で用意
- ( 計画担当相談支援専門員が作成し、次の内容が含まれているもの  
①本人の状況  
②家族・親族による介護・支援の状況  
③計画担当相談支援専門員の意見

【障害児の場合】

- ア 概況調査票
- イ 勘案事項整理票
- ウ 5領域11項目調査
- エ 計画相談資料
  - ・フェイスシート
  - ・ケア計画書 (1) (2)
  - ・児童アセスメントシート

【重度障害者等包括支援対象児の場合】

- ア 概況調査票
- イ 認定調査票
- ウ 計画相談資料
  - ・フェイスシート
  - ・ケア計画書 (1) (2)
  - ・児童アセスメントシート

## 9. Q & A

〔1〕 全般

Q1：「委託相談支援事業者」では、どのような相談ができるのですか。

A：奈良市では、8ヶ所の相談窓口（P2参照）を設置しております。この委託相談支援事業者では、制度に関する相談はもちろん、施設や事業者に関する情報提供やサービス等利用計画の作成に関する相談も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

Q2：介護給付費の支給に関する審査会は、いつ開催されていて、どのような方が委員となっているのですか。

A：介護給付費の支給に関する審査会は、月4～6回程度開催しています。委員は、医師、作業療法士、精神保健福祉士及び施設長等からなる5名で1合議体を構成し、現在40名の方に委員を委嘱しています。

Q3：地域生活支援事業とはどのような事業なのですか。

A：障害者総合支援法でのサービス体系は、個別に支給決定が行われる介護給付や訓練等給付等の「自立支援給付」と移動支援事業等の市町村が独自に事業を実施できる「地域生活支援事業」で構成（P1参照）されています。

事業としては、「相談支援事業」、「移動支援事業」、「意思疎通支援事業（手話通訳や要約筆記者の派遣）」、「日常生活用具給付等事業」、「地域活動支援センター機能強化事業」「日中一時支援事業」、「訪問入浴サービス事業」等があります。

## 〔2〕申請から支給決定

Q4：介護給付費に係るサービスの申請から決定まで、だいたいどのくらいの期間がかかりますか。

A：手続きの流れとして、申請書の受付の後、認定調査を行い、主治医から意見書の聴取をし、認定審査会を経た後、支給決定を行うことから概ね1ヶ月半～2ヶ月程度となっています。

Q5：障害支援区分には有効期間がありますが、更新時には市から案内があるのですか。

A：サービス更新の案内は市から送りますが、区分更新の場合は市あるいは委託相談支援

事業者から連絡があります。

Q 6：障害支援区分の認定やサービスの支給決定に不服がある場合は、どうすればよいのですか。

A：障害支援区分やサービスの支給決定に不服がある場合は、通知を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に奈良県知事に対し審査請求をすることができます。手続き等については、奈良県障害福祉課にお問い合わせください。

### 〔3〕サービスの利用

Q 7：ヘルパーに、本人の安全確認のため、見守りだけをして欲しいのですが、利用できますか。

A：できません。見守りは支援の一部に含まれますが、見守りだけを行う業務はありません。

Q 8：入院中は居宅介護（ホームヘルプ）を使えないのですか。

A：使えません。国の取扱いにより入院中は使えないこととなっています。同行援護、行動援護及び重度訪問介護については入院中に使える場合があります。

Q 9：育児をする親が十分に子どもの世話ができないような障害者である場合に、育児支援の観点から行う沐浴や授乳等の支援をヘルパーから受けることはできますか。

A：家事援助として給付の対象となる場合があります。なお、国通知により沐浴や授乳の他、保育所・学校等からの連絡帳の手話代読や保育所・学校等への連絡援助等も対象とされていますので、障がい福祉課にご相談ください。

Q10：2人体制での介助はどのような場合、利用できるのですか。

A：障害者等の身体的理由により物理的に一人のヘルパーによる介護が困難な場合や障害者等の暴力行為、著しい迷惑行為等の恐れがある場合において、申請に基づき理由書等により必要性を判断し決定しています。認められた場合は受給者証に記載されます。

Q11：介護保険で「要介護5」の認定を受け、区分支給限度額までサービスを利用していますが、それだけでは訪問介護サービスが足りません。このような場合、障害福祉サービスから支給を受けることはできますか。

A： 障害者総合支援法の規定により、介護保険対象者については介護保険サービスが優先されます。ただし、「要介護5」の区分支給限度額を使い切っても、なおヘルパーによる身体介護が必要であると認められる場合で、下記の要件をすべて満たす場合を基本として重度訪問介護の支給を検討いたします。条件をすべて満たしていなくても、状態像がこれらに準ずるものとして特に必要性がある場合は支給を検討いたしますので、障がい福祉課にご相談ください。

介護保険対象者の追い出しサービスについては、

- ・身体障害者手帳 → 両上肢機能障害（上肢・上肢機能）2級以上かつ両下肢機能障害（下肢・体幹・移動機能）2級以上
- ・介護保険の認定が、要介護5の方
- ・介護保険の訪問介護の単位数が区分支給限度基準額の半分以上越え、かつ自己負担額が恒常的に発生している方

Q12： 行動援護とは、どのようなサービスですか。

A： 行動援護は、知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常時介護を必要とし、障害支援区分が区分3以上（障害児はこれに相当する支援の度合）で認定調査項目の行動関連等項目12項目による合計点数が10点以上の人が対象者となっています。サービスの内容としては、対象者の外出時及び外出前後へのサービスであり、外出前に、本人に不安を与えないような対応をしたり、外出時で問題行動等を起こしてしまった時の対応や外出中の身体的介護が業務内容になります。

Q13： 障害者本人が不在時に居宅介護（家事援助）を利用することができますか。

A： 利用できません。家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行う必要があるからです。

Q14： 通院目的の外出に同行援護を利用することはできますか。

A. できます。同行援護は、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等の外出を援護するサービスです。ただし、介護保険対象者は、介護保険サービスの通院介助が優先されます。

Q15： 短期入所は月10日の決定となっていますが、保護者が緊急に入院となったときなど支給量を増やしてもらうことはできるのですか。

A： できます。介護者が入院等の理由により介護ができなくなった場合は、入院期間に合わせて支給量を増やしますので、障がい福祉課にご相談ください。

Q16： 短期入所と日中一時支援事業の違いがわかりません。

A： 上記の制度や事業は、介護を行う人が病気やその他の理由により、介護ができなくなったときに、事業所内で介護を行うという点では、ほぼ同様の内容です。短期入所は宿泊して介護を行う介護給付、日中一時支援事業は、宿泊を伴わずに日中時間帯に介護を行います。

Q17： 現在、週5日一般企業で働いていますが、週1日だけ就労移行支援事業を利用することはできますか。

A： 就労移行支援事業は、一般就労を希望する人に一定期間必要な訓練を行うものであるため、上記のような場合、利用することは想定されていません。必要性やその他条件によっては利用が認められる場合がありますので、障がい福祉課にご相談ください。

Q18： 重度訪問介護の利用者は、身体介護や移動支援事業との併給はできないのですか。

A： 重度訪問介護は身体介護や外出時の支援などを総合的に行うものとなっていますので、併給することはできません。ただし、サービスを提供している事業者が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合等に他の事業者が身体介護等を提供する場合、特別に認めることがあります。

Q19： 施設入所支援を利用している人が、親の家などに一時帰宅したときに、居宅介護を利用することはできないのですか。

A： 施設入所支援を利用している人が一時帰宅した時は、ある日数を限度に外泊時加算を算定することとなっていますので、その期間中は居宅介護を利用することはできません。なお、加算が算定される期間を超えて長期に一時帰宅することは、施設入所支援のサービスの利用自体について、検討する必要があると考えます。

奈良市障害福祉サービス等支給決定基準

発 行 令和 5 年 9 月

発行編集 奈良市福祉部障がい福祉課

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

TEL 0742-34-4593

FAX 0742-34-5080